

## 第4回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成18年11月20日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

京都地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

碓山俊光，渋谷悦子，下岡範男，下津克広，竹中史朗，田中長一，田中雅郎，  
松井徳之，森川恵子，門田幸太郎，脇田喜智夫，野島光博，井土正明，那須 彰  
（事務担当者等）

有田 馨，巽 信裕，中村壽章，神野 章，井上博雄，島田博敏，加瀬大介

### 4 議題等

- (1) 日本司法支援センター（法テラス）の業務概要について
- (2) 裁判所の受付事務についての概要説明
- (3) 庁舎見学
- (4) 意見交換「裁判所の受付事務について」

### 5 議事（発言者：■委員長，○委員，□事務担当者等）

- (1) 開会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 日本司法支援センター（法テラス）の業務概要について
  - ア 神野民事首席書記官からの説明
  - イ 井上刑事首席書記官からの説明
  - ウ 脇田委員（京都弁護士会所属弁護士）からの説明

[質疑応答]

- ただいまの裁判所の方からの説明あるいは脇田委員からのお話に関連して  
御質問などがございましたら，ここで承りたいと思いますが，お気づきの点

がございましたらどうぞ。

- 法テラスへの相談ですが、犯罪被害者支援情報提供件数というのは、私は非常に少ないような気がします。この5件の内容は、どのような相談が多かったのでしょうか。
- 内容までは把握しておりません。法テラスは、独立行政法人として、弁護士会とは別の組織です。データの提供は、今日この委員会で紹介したいということで頂いてきたものです。
- 京都の会社による呉服の戦後最大と言われる悪質な販売行為がありまして、大阪では弁護士会など司法関係者が対応しており、たくさんの相談があると聞いております。商取引というのが1件あるのですが、破産とか、ほとんど該当するものがないような気がします。こういう相談案件は京都では全くないのでしょうか。
- 京都弁護士会がサラ金の相談センターというのを設けています。相談はそちらの方に集中していると思います。この会社の問題については、新聞報道で私も見たりしている限りですけれども、弁護団が作られているようです。

法テラスについて補足説明をさせていただくと、刑事関係については被疑者国選弁護が新たに始まります。それから司法過疎地域、スタッフ弁護士というのを配置するということが非常に重要、画期的なものです。

ベースとしては、無料での法律相談は京都府下では自治体の無料法律相談が既にされています。私が見るところ京都はそういう点では全国的にも非常に早くから、京都市が戦前から法律援護事業をしてきたというようにいきさつもございまして、概ね年間2万件（人口比で1%）ぐらいの自治体や弁護士会の関係の相談があります。そういうものをベースとしながら、さらにもっとアクセスしやすくということで、あるいは、特に民事の方で、そういうものをもっと皆さんがお金がなくても使いやすくという形で、法テラスのコールセンターが作られました。ですから、立体的に見ていただいた方がよろ

しいかと思えます。

(4) 裁判所の受付事務についての概要説明

ア 地方裁判所の民事事件の受付事務についての説明

イ 簡易裁判所の民事事件の受付事務についての説明

(5) 庁舎見学

(6) 意見交換「裁判所の受付事務について」

■ 法テラスの概要の説明，地方裁判所と簡易裁判所の民事の受付事務についてお聞きいただいた上で，裁判所の施設，窓口を御覧いただきました。裁判所のハードの面で，例えば案内板とかあそこは少しおかしいのではないかとか，あるいはもう少し工夫できないかという御指摘もあるかと思えます。

第1期の委員会では，案内板が見えにくいので斜めにしたらどうかとか，リーフレットの説明をもっとやさしくしたらどうかというたくさんの御意見をいただいて，改善をさせていただきましたが，なお不十分なところがあるかと思えます。

○ 調停室が20室ずらっと並んでおり，これだけの数があるのだな，大変だなと思えました。その調停室が「何号室」という表現でやっておられますけれど，「何号室」という形の表現で今までずっとされてきたのだなと思えますけれど，何か囚人になったような感じがします。開かれた裁判所ということですが，普通の人たちにとっては，どう思うのかなということが気になりました。

もう1点が，裁判所の建物はとても美しくて，裁判所から見える御所の緑というのがすごくうれしいのですが，控え室に飾ってある人工の合成のプラントについては，ランニングコストがすごくかかるということだと思っておりますが，待合室に置いてある植物が生の植物であつたらどんなにか待っておられる方が心休まるかと思えます。イメージというか，もっと親しみやすさ，人間らしさにつながるのではないかということを感じました。

○ 気がつきませんでした。当然、「何号」という表示で何の違和感もありませんでした。調停室も法廷も「何号」という表示になっております。ラウンドテーブル法廷については、普通の法廷と違っており、いいと思っておりますが、「号」の点については、御指摘を受けるまで正直何も思っておりませんでした。

○ 平成13年に庁舎が完成したということで、ちょうどそのころ、簡易裁判所の方にお邪魔したのですけれども、そのときのことから考えると非常に立派だと思います。みんな白の基調であり、汚れやすいのに、極めてシンプルで、本当にいいと思います。小さな部屋に小さな額が1つ置いてありました。植物のこともすぐに気が付いたのですけれども、生にするというのは大変なことだと思います。大阪の豪華なホテルでもそうですから、十分のように思いました。また、1階の緞帳、西陣織りの綴れというのですが、北側と南側に立派な緞帳、タペストリーが置いてあり、非常に感動しました、素晴らしいと思います。

大阪の高裁や弁護士会館にも用があって、お邪魔したのですけれども、両方ともなかなか立派な建物ですが、この裁判所の御所の借景は素晴らしいです。日本一だと思います。

■ 「何号室」という表示については、当事者の方に利用していただくためには、特定のしやすさという点はあるのかなと思います。ただ、刑務所の連想があるというその辺については。

○ 「号」を省きまして、101室とか202法廷という言い方は考えられると思いますが。

□ 観葉植物については、コストの問題もあり、なかなか難しいところがあります。

□ 事件関係室は警備の問題もあります。いわゆる軽い物で、例えば、生の花でプランターに入れたようなものを一度考えたことがあるのですが、凶器に

なる可能性があるということで見送られた経緯もあります。基本的にはコストの問題があるのですが、昔は傘立てなどいろいろな物を事件関係室に入れてあったのですが、事故があるといけないということで、最近は外す方向にあります。

○ 開かれた裁判所のイメージをそれをさらに進める上で、肝心なのは、やはり接遇、応対の問題です。裁判所は大分よくなっていると思います。30数年前に、ある裁判所の支部に行ったのですが、最初、裁判所のある部屋の場所を聞いただけでも、答えてもらえず逃げられたということがありました。裁判所というのは、頑なに、話しかけても場所を聞いても答えてもらえないというイメージで、ものすごく不愉快な思いをしたことがあります。今はもうそんなことは全然ありませんし、開かれたいい裁判所になったなというイメージは持っております。

○ すばらしい建物だと思います。美しいということは何よりです。もう1つは、やはり訴訟社会でございますので当事者とかいろいろな方がお見えになりますが、そのときに、調停のための待合室がありましたけれど、例えば私がいるとき、誰か知り合いの方と一緒にあったとか、廊下をすれ違ふとか、一緒になるということがあるのではないのか、プライバシーの問題がどうなっているのかなと思いました。ただ、当事者同士の場合は、待合室が離れたところに用意してあって、離れた形でということで、配慮をさせているようです。

家庭裁判所に行きますと、1号、2号とか、いろんなお部屋があり、そこに当事者の方が見えて、子供も一緒に来るのですが、知られたくない部分が知られるということで、やはり配慮が大事なのかなと思ったりします。

○ 守衛の受付業務ですが、今日、どの法廷でどういう事件があるのか、どの裁判官が開廷しているのかという情報は守衛に伝えております。外来の方から守衛に聞かれると何階の何号法廷でありますと、守衛からも説明をしてお

ります。

プライバシーの問題という点ですが、調停事件におきましては、調停委員がまず申立人から事情を聞いて、その後相手方から事情を聞くのですが、名前は呼ばないようにしております、申立人は申立人待合室、相手方は相手方待合室でそれぞれ待っておられるわけですが、調停委員は、それぞれお呼びするときに電話の受話器をとって何号事件の方、何号調停室にお越しく下さいというように、誰々さんという固有名詞は言わないようにしており、プライバシーには気を付けておるところです。

- 今日、玄関へ入りまして、守衛の男性の方に聞いたのですが、気持ちよく5階ですと委員会の場所を言っていただきました。それから、庁舎を見せていただきましたが、家具の色なども木製で、心が安らぎますし、壁の色とも大変調和しており、いいなと思いました。

このごろは、法務局に行きましても、ハローワークに行きましても、皆親切に言ってもらえますし、法務局の方は登記の仕方も簡単なものは自分でやりなさいということで、書式もちゃんとコピーしていただけるような時代になりました。昔は1字違っていたら「もう一遍やり直して持ってこい」と言われましたけれど、このごろはそういうこともなくなりました。裁判所も、手続の書式もちゃんと教えてもらえるということで、大変よくなったなと思いました。

これは人間と人間との関係ですので、言葉遣いは極力丁寧に、そして、電話の応対も、後ろ下がりではなしに後ろ上がりの言葉の調子で、優しく、そして相手を助けるというような心持ちでやっていただくと、裁判所の評判ももっとよくなるのではないかなと思います。

- ソフトの面ではいかがでしょうか、いろいろパンフレットを用意しておりますが、その中身でまだまだわかりにくいのではないかとか、もう一工夫あればいいのではないかとか。

○ この委員会に出席させていただくに当たって、裁判所から封筒が家の方に届くわけです。たまたま私は委員ということでこれが来たということで、何も怖いことも何もありませんけれども。

今日、見せていただいた、この建物は、大変きれいなこの景色、京都らしさという建物でした。さらに裁判所という堅さをやわらげるという意味で、封筒に「心豊かな京都の町づくり」とか、何か一言入れていただいたら犯罪防止にもつながるし、京都の裁判所というイメージが全国的に広がると思います。何かそういうやわらかい、ソフトな形にしたらどうかなという気持ちがあります。

■ かつては封筒にはこういう地図などの表示もなかったとも思いますが、今は、地図を入れて、駐車場の関係や裁判員制度についての言葉を入れたりして、それなりの工夫はしておるつもりですが、もう少し潤いをとという御指摘ですね。

○ 裁判所というと、子供のときから、何か悪いことをしたら関わり合いがあるというイメージがあります。裁判所には、小学生に見られる範囲は限られた形でしかないかもしれませんが、裁判所の中に研修室をつくっていただいて、そこで、裁判所はどのようなところかというのをビデオで紹介するというのも、子供にとって大事なかなと思います。事件を取り扱う、訴訟をするというだけではなく、裁判所のあり方というのを知らせるといいのかなと思います。

■ 法教育ということになるのかもしれませんがね。裁判員制度を定着させるために、子供たちに法教育をしていく必要がある、裁判員制度だけではなくて、子供たちに裁判所というのはどういうものなのかを知ってもらうように努力することが必要だということを改めて思います。

また、例えば当事者に対する呼出し状などに特別に配慮はしておりますか。

□ 家庭裁判所の方では当事者に書記官の個人名で出して、裁判所名を入れな

いというような扱ひも、ケース・バイ・ケースですけれど、やっております。住所についても、例えば、ある家裁では、▲▲番地という存在しない番地を表示し、それは裁判所を表していますので、郵便局には分かるという表示を工夫してやっているところがあります。

■ 特に家庭裁判所については、プライバシーの保護が強く求められる事件が多くありますので、そういう取扱いをしているということです。

○ 執行係の事務室を見せていただいたのですが、書類が山積みで、整理整頓ができていないのかなという感じを受けました。セキュリティー上、今言われている個人情報であったり一般的な情報セキュリティーであったりというところが大丈夫かなという気がしました。

また、事務室の隣に競売物件の情報があるということで、閲覧室に入らせていただいたのですが、印象としてはコンピューターがあって、書類が出てくるのかなと思ったのですが、手書きの書類があって、みんなそれをコピーしているということで、コンピューター化が遅れているなと思いました。例えば、競売情報でも、例えば住所であったり、大きさであったり、フラッグで引っ張れるような形になっていけばいいなと思いました。職員の方がコンピューターを皆1台ずつ持っているのですけれど、全体的に見てコンピューターの使い方が余り進んでいないという気がしました。

□ 執行の関係のコンピューター化については、執行事件事務処理システムというシステムが入っております。ただ、コンピューター化の点では、当事者との関係とかいろいろな制約がありまして、ペーパーレスということではなくて、別に情報を入力して処理して、決定などを打ち出し、それが原本となるという取扱いをしております。

物件情報については、裁判所で執行の対象になった不動産を公に買っただけ方を募集するという手続につきましては、いわゆる期間入札と言っているのですが、現在は物件情報は閲覧室まで行って、紙の情報を見ていただ

いて、必要があればコピーを取ってもらうということになっております。

来年の4月からはインターネットでアクセスできるというシステムについての準備を進めており、そうなりますと、全国どこからでも、どういう物件が売りに出されているのかということを見ることができますし、非常に便利になると考えております。ほかの裁判所、例えば大阪とか和歌山については、既にインターネットでアクセスできるという方式を取り入れております。

書類の件ですが、書類を中心に作業をしているということで、訴訟記録を扱うのは裁判所書記官の仕事なのですが、記録についてはプライバシーの塊ですし、どういう手続が行われたか公証するためには、記録が基準になりますので、記録については裁判所書記官は非常にみんな神経をとがらせております。仕事中はたくさん記録を扱うのが仕事なものですから、机の上等に出しておりますけれども、基本的には、仕事を終了した段階ではロッカーとか鍵のかかるところに保管するようになっております。それから、机の上等に置いてありますのは、執務上参考になる資料ですが、それ以外の物は、帰る段階では、鍵のかかる記録庫に保管するようになっております。

- 法テラスは、困った立場の人からすると非常に手助けになるというか、非常にいい試みだと感じたのですけれども、やはりこういうところに相談に行くこと自体がもう既に、かなり心理的なバリアというか障害を感じるという方が多いと思います。

それで、ネット上でこういうケースの場合はこうなるというようなことをあらかじめ情報として与えられているならば、相談に行く方も大枠のフレームワークができますから、相談に行くときも自分がとんちんかんなことを言っているのではないのだということを確認できると思います。そういう意味で心理的なバリアをかなり下げることができるというように思います。

ウェブサイト、ホームページ上で、ある程度の情報は与えられているのかなということが少し気になりました。

□ 法テラスの方でもインターネットの活用は力を入れられておりまして、現在、法テラスのホームページに、よくある質問についてはQ&Aを用意しているということです。来年からは、いわゆるメールによる質問を24時間受け付けるという形で、電話でのアクセスだけではなく、インターネットを使った、メールを使ったいろいろな相談にも答えられるようにコンピュータの専門家も配置するという新聞記事も出ております。

■ 法テラスの情報提供業務には確か消費生活相談員の方も4名くらい派遣されているということで、消費生活関係のトラブルについても相談していただけるということです。

○ 消費生活相談員さんがいらっしゃるとはお聞きしていますが、直接は相談業務は法テラスの方ではしていないのではないかなと思います。法テラスから御紹介をさせていただいて、京都府の消費生活科学センターの方に行ってくださいということで情報提供をしていただき、私どものほうに来られるという流れになっているのかなと思っております。

■ 相談員として派遣されているというようにも聞いていたのですが。

○ 相談を受けているということは余り存じておりません。コールセンターの方から御紹介をいただいて何件かは回ってきたというのは、私も聞いております。

コールセンターから、御本人に京都府の消費生活科学相談センターに相談してはどうかというお答えをされまして、それで、御相談があったというのは聞いております。まだ、スタートされて間がないこともあって、私どもの窓口該当するものもありますし、該当しないものもあるものですので、そのたびに御説明をしております。できるだけたくさんの方に相談についてはどこにしたらよいかということを適切に情報提供していただくと、私どもにとっても大変うれしいことですので、早く連携がとれるようにしたいなと思っております。

■ 法テラスは司法過疎対策という目的もありますが、京都府北部については、いろいろ法律問題を抱えながら相談する所がないということもあると思いますが。

○ 先ほど法テラスの問題を教えてくださいましたが、京都のひまわりさんにお世話になりまして、宮津に一人、峰山に一人と、弁護士さんに来ていただいております。弁護士さんの方も専門性があるというお話を聞きましたけれども、郡部へ来ていただいている弁護士さんは何でもやらないといけないということで、遅くまで灯がついて頑張ってくださいとお願いしており、大変感謝いたしております。人口も少ないので、件数も弁護士さんの生活の足しになるのか、十分件数があるのかどうか分かりませんが、1人ずつ来ていただいているということで、本当に皆さん、お住まいになっている方が大変重宝していただいております、喜んでいただいております。

法テラスのようなものが舞鶴、宮津、福知山、京丹後市にあれば、それにこしたことはありませんけれども、コストの問題もありますので、ぜいたくなことは言えませんので、とりあえず京丹後市と宮津市に1人ずつ来ていただいているというだけで大変ありがたいというのが現状です。

■ 法テラスの業務としての情報提供、裁判所の受付相談としての情報提供、この違いというのは御理解いただけましたでしょうか。裁判所としては立場上、ここまでしかできないのだということがあり、それを補完するということも含めて法テラスの役割があるということになるのですが。

○ 法テラスの存在が、一般的にどれほど浸透しているのか、多くの人に知られているのかどうかということが気になるところです。私は知らなくて、今日来て初めて知りました。

■ その辺りについては、検察庁として何かございますか。

○ 新聞とかを見ると広報されていると思ったんですけど、まだ十分ではないのかも知れません。

■ 司法制度改革審議会の意見書が平成13年6月に提出され、その意見書を踏まえて、総合法律支援法というものができて、裁判員制度というものができました。この制度を円滑に定着していくためには国選弁護の充実というのも不可欠であり、同時に法サービスを日本の国の隅々まで公平に提供するしていくということの必要性が大きく取り上げられ、そういう経過の中でこの制度ができたわけです。

これまでマスコミはもちろん、いろいろなところでPR、広報活動がされているとは思いますが、10月2日に発足、業務が開始し、この制度がスタートしたばかりで、まだ態勢そのものが十分にきちんとしてでき上がっているという状況では必ずしもありません。この制度をきちんとしたものに構築していかなければならないと思います。もちろん国民にまだ周知されていないのではないかと御指摘があるとすれば、重要な問題だと思います。

ところで、法テラスが発足するまでには、例えば、この司法ネットに携わる、法務省、弁護士会、裁判所、司法書士会、地方の自治体とか関係者団体は一体どのようにしたらうまくスタートできるかということで、準備会等も開いて、いろいろと知恵を絞ってきたという経過はありますが、必ずしも国民の皆様方に隅々まで、情報提供できているかという点、まだ必ずしも十分ではないということが分かりましたので、これからの大きな問題であろうと思います。

○ 法テラスについては、法律に弱い国民が、それに向かい合えることが容易にできる道が開かれたということで、歓迎するわけですが、民事法律扶助制度については、これも法テラスで相談する中で費用を立て替えて、裁判費用に充てるということを書かれています。お金の支払いのできない人の相談は最終的にどうなるのでしょうか。

また、この庁舎ですけれども、非常にぜいたくでもなく貧相でもなく、ちょうど裁判所としてころ合いのところの意匠であると思います。今後、裁判

員制度が始まる中で、開かれた裁判所を目指していかれると思うのですが、できれば、裁判所の中に、各種団体が容易に利用できるスペースを設けていただくと、本当に開かれた裁判所になってくると思います。

私も2年前から委員をしておりますけれど、裁判所は非常に敷居の高い、難しいところだと不安が一杯でしたが、1年数カ月おつき合いをさせていただき、職員の皆さんも平たく物を言っていただけます。国民の皆さんに裁判所というものを、庁舎を含めて広く知ってもらおうということが大事ではないかなと思います。そういう場合に、どうぞお使いください、裁判所は皆さんにこういうところも開かれていますよというようなスペースがあればなおいいと考えました。

- 訪問販売、知的財産の問題に非常に困っており、府警や弁護士にも御相談しております。ある御夫婦が訪問販売によって高価な呉服を買わされて、大変だという相談がありました。府のセンターやいろいろなところに相談に行ったのですが、結局私のところに来られたので、大阪の弁護士を紹介しました。そこでは、京都の呉服の会社の訪問販売等の件で多数の相談を抱えているということでした。

法テラスのことも説明して、もう一度府にも行かせたのですが、全く対応ができませんし、市のセンターも対応できないのです。それで、その方は泣く泣く私のところに相談に来たのです。このデータには載ってありませんが、知的財産の相談は、法テラスには来ていないのでしょうか。相談をしたら、京都弁護士会なり法テラスでは対応はしてもらえるのでしょうか。

- 法テラスは、民事法律扶助、刑事関係、これまでの司法アクセスの補完の位置付けです。京都の呉服の会社の問題のような、訪問販売等の、個別的な事件の実際の具体的な救済については、新聞報道されているように弁護団が京都でも作られていますので、そちらの方を機能させていくということが必要だろうと思います。

弁護士会も専門的なニーズに応じていけるように、対応をしていく必要があるということで、今後いろいろなプランを出してくると思います。京都弁護士会でも、地域司法計画というのを作っており、その中で、社会の変化に遅れているようなところをどのように弁護士会として対応するかということも検討させていただいており、今後の課題として対応していくことになると思います。

また、京都の法テラスには常駐の弁護士が1人いますが、主に刑事弁護の関係をやっております。弁護士は京都府下全体の、被疑者国選弁護とか、あるいはすぐに一般の弁護士が動けない事件に対応するというで常駐しており、そういう点ではまだまだ制度が発足したばかりで、全く手が足りないというような状況です。

また、お金の全く支払いのできない人が法テラスを利用できるのかということですが、お金が全く支払いできない人にどのようにそういう法律制度を利用していただくかということは非常に大切なことですが、法テラスでは利用できないようになっております。費用については、あくまで立替えですので、資力審査で収入の高い人はだめです。同じように立替金を返済できないほど困窮した人も審査でだめということになってしまいます。ただ、民事法律扶助については、国によっては、立替えではなく給付という形の制度を持っている国もありますので、今後検討していく必要があるのではないかなと思っています。

- 裁判所の施設の中にいろいろな団体が利用できる施設があればというお話ですが、具体的にはどういうイメージを考えておられますか。例えば、今は、法廷の訴訟活動をしていただく弁護士、検察官の準備のための部屋はあるのですが。
- 各種の団体が会場を借用するということはなかなか窮屈になっており、会場を借りるところが幾つでも増えればいいと思います。例えば四、五十人が

研修できるようなスペースを提供してもらえればいいと思います。

- 裁判所の施設をできるだけ知っていただきたいという方のために、あらゆる機会を設けて、庁舎見学をしていただいたり、広報用ビデオを見ていただいたりという広報活動は日常的にやっております。

- このパンフレットにもあるように、法テラスの方でも、消費生活に関する御相談については、相談窓口を紹介しますということで、消費生活センターなどを御紹介していただいていると理解しております。

消費生活センターでは、被害に遭った消費者トラブルの奥にはいろいろな問題がかかわっておりますので、それをまず聞かせていただくということから始めないといけないこととなります。そこで、契約や販売の被害については消費生活専門の相談員が対応できますし、例えば多重債務の方ですと、少額訴訟の方がいいのではないかとか、そういう場合は簡易裁判所の方を御紹介するとか、やはりそれぞれの専門があろうかと思うのです。

それで、法テラスの方では、コールセンターですので、そこまで十分に聞いていただけるような状況ではないのかなと思います。そこで、暮らしに関する御相談であれば、消費生活センターでという情報提供をしていただいているのかなと思われま。そのところをうまく、実は消費生活センターではなかった、専門の、例えば簡易裁判所の方がよかったとか、例えば弁護士さんでないとこれは無理だったとかいうようなことについては、そのように御紹介できるように、うまく連携がとれれば、国民の皆さんにとって使い勝手のいい制度になるのではないかと思います。

- まさに法テラスの今後のあるべき方向のポイントの一つだと思います。この制度ができることから、いわゆるたらい回しはいけないと言われており、的確な情報を提供するということが不可欠だと思います。そのためにも相談員に対する研修も組まれていくことになると思います。

犯罪被害者の関係の問題についてですが、犯罪被害者支援ということにつ

いてはいかがですか。

○ 検察庁も犯罪被害者支援室というのが1階に置かれていまして、法テラスとリンクして今後も被害者の方の相談を受けるということになるかと思えます。

■ 本日は大変長時間にわたって貴重な御指摘をいただきました。本当にありがとうございます。今日頂いた意見で実現できるものや取り入れるべきものは、検討していきたいと思えます。繰り返しになりますが、以前、第1期のときに御指摘いただいたものについては、幾つか改善策を講じたということもごさいます。その点を踏まえて今後検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

(7) 次回のテーマ等について

■ 裁判員制度は、国民の司法参加という新しい制度ですが、国民の司法参加には、刑事裁判については、検察審査会がありますが、民事では、大正11年から調停制度が行われており、これは、裁判官と良識を有する国民の中から任命された調停委員として紛争解決にかかわっていただくという制度で、長い歴史と伝統があり、今回の司法制度改革の議論中でも非常に高く評価をされております。また、刑事裁判の国民の司法参加ということで、大正12年に陪審員制度ができたのですが、これは昭和18年に停止されて今日に至っています。

ところが、民事事件の、いわば国民の司法参加の先輩格になる調停制度は本日まで連綿と伝統を築いておりますので、そういう点を踏まえて、次回のテーマについては、調停制度についての簡単な御紹介を行った上で、実際の調停手続というのはどのように行われているのか模擬調停という形で御覧いただき、あるべき調停制度の姿について御指摘をいただき、今後の調停制度の運営の参考とさせていただきますこととどうかと考えております。

なお、ほかに、このようなテーマがいいのではないかとこのものがごさ

ましたらお聞かせいただければと思いますが。

○ 特に意見なし

■ 次回は「調停制度について」ということをテーマとして意見交換をしていただくことにさせていただきます。今日は大変長時間にわたりまして熱心な意見交換を行っていただき、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次回期日ですが、予定では来年の3月中旬ごろとしたいと思っています。事務局の方で各委員の皆様方の御意向等調整させていただいた上で期日を決めさせていただくことにいたします。

(8) 閉会

(以上)